

危険なブロック塀等の 撤去に補助がでます！

避難路や通学路に面する危険なブロック塀等の撤去工事費用の一部を補助します。

○補助金額：次のいずれか少ない額（上限10万円）

1. 補助対象工事費 × 2 / 3 ※消費税を除く
2. 撤去する塀の長さ × 1万円 / m × 2 / 3

補助要件

1 補助対象：次のすべてに該当する塀

- 塀の高さが80cmを超えるもの
- 倒壊によって避難路や通学路を通行する者に危険を及ぼすおそれがある
補強コンクリートブロック造の塀 又は 組積造（石積・レンガ）の塀
- 販売目的の物件ではないこと

2 補助対象者：次のどちらにも該当する方

- 危険ブロック塀等の所有者、共有者又は管理者
- 町税等の滞納がないこと

3 施 工 業 者

- 建設業法第2条第3項に規定する建設業者、
又は 建設リサイクル法第2条第12項に規定する解体工事業者であること

※詳細な補助要件については、都市整備課へお問い合わせください。

申請・問い合わせ先：

河内町役場 都市整備課

河内町源清田1183

電話：0297-84-6957

手続きについては裏面をご覧ください⇒

(裏面)

手続きの流れ

①事前相談

「事前相談依頼書」を提出してください。

現地調査

町の職員が現地調査を行い、補助の対象に該当することを確認します。
確認を受けた方は、交付申請の手続きを行ってください。

②交付申請

以下の書類を提出してください。

- | | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 危険ブロック塀等撤去補助金交付申請書（様式第1号） |
| <input type="checkbox"/> | 付近見取図（住宅地図等に申請地を記したもの） |
| <input type="checkbox"/> | 撤去予定の危険ブロック塀の範囲を示した図面 |
| <input type="checkbox"/> | 撤去に要する費用の見積書の写し（補助対象工事とその他を区分すること） |
| <input type="checkbox"/> | 危険ブロック塀の現況写真（カラーで全景及び危険箇所が分かるもの） |
| <input type="checkbox"/> | 危険ブロック塀の存する土地の所有を明らかにする書類
（固定資産 課税台帳記載証明書、登記事項証明書など） |
| <input type="checkbox"/> | 所有者の同意書
※申請者が危険ブロック塀の共有者又は管理者である場合のみ |

交付決定通知

「補助金交付決定通知書」が届いたら、工事契約・工事着手を行ってください。

③撤去工事

④実績報告

実績報告書は、令和5年1月31日までに提出してください。

- | | |
|--------------------------|---------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 危険ブロック塀等撤去補助金実績報告書（様式第4号） |
| <input type="checkbox"/> | 補助事業に係る契約書の写し |
| <input type="checkbox"/> | 補助事業に係る領収書の写し |
| <input type="checkbox"/> | 撤去工事完了後の写真（カラーで全景が分かるもの） |

確定通知

町から「補助金額確定通知」が届いたら、同封された「交付請求書」を記入し、都市整備課へ提出してください。

⑤請求書提出

補助金交付

指定の口座に補助金を振り込みます。